

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、認知症により外出時に戻れなくなるおそれのある介護が必要な高齢者等（以下「対象高齢者」という。）を居宅において介護している家族等に対して、対象高齢者の位置を特定できる小型GPS端末機（以下「専用端末機」という。）を貸し出し、行方が不明となった対象高齢者の現在位置を早期に把握し情報提供するサービス、又は、現在位置をスマートフォン等（以下「汎用端末機」という。）で検索できるサービスを提供し、対象高齢者の事故を未然に防止し、家族等が安心できる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「対象高齢者」とは、京都市内に住所を有し、かつ、居宅において日常生活を営む次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 介護保険法第19条の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者で、認知症により居宅に戻ることができず行方不明となるおそれがある者
- （2） その他前号に規定する者と同等の状況にあると市長が認める者

（委託）

第3条 市長は、サービスの提供の決定及び取消し等本市が行う事務を除き、本事業に係る事務の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託して行う。

（対象者）

第4条 この要綱の規定によりサービスを利用することができる者は、各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 対象高齢者の3親等内の親族で、対象高齢者を介護する家族等
- （2） 前号の規定に関わらず、市長が特に必要があると認めた場合

（利用申請等）

第5条 利用希望者は、高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）及び同意書（第2号様式）に本市が発行した対象高齢者に係る介護保険被保険者証の写しを添えて、対象高齢者の住所地を所轄する区役所又は区役所支所の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課（以下「所轄課」という。）を経由して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者及び対象高齢者の同意を得て、対象高齢者の行方不明となる恐れがある状態に関する状況及び申請者の生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付（以下「生活保護等」という）の受給状況を調査することができる。

（利用決定等）

第6条 市長は、利用希望者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで利用の可否を決定し、その旨を高齢者あんしんお出かけサービス事業利用決定等通知書（第3号様式）により通知する。

（サービスの提供方法）

第7条 市長は、事業者を通じて、前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が選択した専用端末機及び附属品（以下「端末機等」という。）を貸与するとともに、高齢者等が他人にけがをさせたり他人の物を壊す等法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯する（ただし、付帯を希望しない者を除く）。

2 専用端末機については、「問い合わせ検索型」と「自己検索型」の2種類とする。

3 利用者は、専用端末機を申請書に記載した対象高齢者に携帯させるものとする。

4 「問い合わせ検索型」端末の場合、事業者は、利用者から対象高齢者の位置探索の依頼があったときは、専用端末機から発信される電波を受信することによりその位置を特定するシステムを使用し、位置を探索する。専用端末機が当該システムの利用する電波網の範囲内にあり、対象高齢者の位置を把握することができたときは、利用者に位置情報を提供する。把握することができなかったときは、その旨を利用者に連絡する。

5 「自己検索型」端末の場合、利用者は、専用端末機から発信される電波を、汎用端末機を用いて受信し、対象高齢者の位置を探索する。

6 対象高齢者の位置探索を依頼又は実施することができる者は、利用者及び申請書に記載した探索登録者とする。

（端末機等の管理）

第8条 利用者は、貸与された端末機等を善良な管理者としての責任をもって管理するものとし、端末機等を利用目的以外に使用し、転貸し、改良し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、端末機等の全部又は一部をき損し、又は亡失したときは、速やかに所轄課に報告し、その指示に従わなければならない。

（費用の負担）

第9条 利用者は、端末機等が貸与された日（納品日）の属する月からサービスの利用が取り消された日の属する月の前月までの間、サービスの利用料金として月額1、500円を事業者を支払わなければならない。ただし、端末機等が利用者に納品された月と同じ月に利用が取り消されたときは、利用者は1箇月分の費用負担を行うものとする。

2 本市は、事業者がサービスの提供に当たり必要とする費用から前項の規定により利用者が支払うべき金額を差し引いた額を事業者を支払うものとする。

3 前2項の規定に関わらず、利用者が生活保護等を受給しているときは、第1項に規定する金額を本市が事業者を支払うものとする。

4 利用者から第10条第3号による届出があった場合は、届出があった日の属する月の翌月から利用者の費用負担額を変更する。

（届出）

第10条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届（第4号様式）により、速やかにその旨を所轄課を通じて市長に届け出なければならない。

（1）利用者、対象高齢者又は探索登録者の氏名、住所、電話番号等に変更が生じたとき。

（2）専用端末機の種類を変更するとき。

（3）利用者に対して、生活保護等が開始され、又は廃止されたとき。

- (4) サービスの利用を終了しようとするとき。
- (5) 対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
- (6) 対象高齢者が京都市外に転出したとき。
- (7) 対象高齢者が死亡したとき。

(利用の取消し等)

第11条 市長は、前条第1項第4号から第7号のいずれかに係る届出があった場合、または各号のいずれかに該当した場合、高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書（第5号様式）により、サービスの利用の取消しを行う。

- (1) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
- (3) 利用者が正当な理由なく第9条第1項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
- (4) その他サービスを提供することが不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前条による届出がないまま、対象高齢者が、同条第1項第4号から第7号のいずれかに該当する状況となったことを把握した場合、サービスの利用を職権で取り消すことができる。

3 前項の規定によりサービスの利用を取り消された者は、第7条第1項の規定により貸与された端末機等を、所轄課を通じて市長に返還しなければならない。

4 利用を取り消された者は、利用の取消しを受けた日の翌日から起算して1年を経過する日まで、この要綱の規定によるサービスを利用することができない。

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の手段によりこの要綱の規定によるサービスの提供を受けた者があるときは、市長は、その者へのサービスの提供に関して本市が第9条第2項または第3項の規定により事業者に支払った額に相当する額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

2 対象高齢者が第10条第1項第3号または第5号から第7号までの各号のいずれかに該当する状況となったにもかかわらず、同条による届出がないままサービスの提供を受け、そのサービス期間に対する第9条第2項または第3項に係る費用が生じた場合には、市長は、相当する額の全部または一部を利用者から返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、保健福祉センターに関する名称については、平成29年5月8日までは従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式について、当面の間、改正後の様式と同様に取り扱う。

第1号様式（第5条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書

(宛先) 京 都 市 長		年 月 日	
申請者の住所 〒		フリガナ	
		申請者の氏名 (対象高齢者との関係)	
緊急連絡先	電 話		携 帯 電 話
	F A X		勤務先等電話
生活保護等の状況		☐ 受給している ☐ 受給していない	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。						
対象 高齢者 の 状 況	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日		
	氏 名		介護保険被保険者証番号			
	住 所	☐ 申請者と同じ 〒				
	行方不明の 状況	①行方不明になったことが実際に	☐ ある	☐ ときどきある	☐ ない	
		②外出すると戻れない恐れが	☐ ある	☐ ときどきある	☐ ない	
③一人で出たがることが		☐ ある	☐ ときどきある	☐ ない		
端末機種		☐ GPS（問い合わせ検索型） ☐ GPS（自己検索型） ☐ 試験希望				
探 索 登 録 者	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
	氏 名	(対象高齢者との関係)	F A X		勤務先等電話	
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
	氏 名	(対象高齢者との関係)	F A X		勤務先等電話	
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
	氏 名	(対象高齢者との関係)	F A X		勤務先等電話	

注1 該当する□に✓印を記入してください。
2 この申請書には、本市が発行した対象高齢者の介護保険被保険者証の写しを添付してください。

【申請者同意欄】	
☐ 京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり、対象高齢者に係る介護保険調査票等の状況、また、申請者(利用者)に係る生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給状況を調査されること及び別添の同意書(第2号様式(第5条関係))に記載の事項に同意します。	
【対象高齢者同意欄】	
☐ 私は、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な介護、福祉サービスの提供を受けるため、対象高齢者に係る京都市が実施する高齢者保健福祉サービスの受給情報及び家族等が申請人となる高齢者保健福祉サービスの利用に関する情報について、京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」(京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関)へ提供することに同意します。	

※本サービスには、日常生活賠償保険が付帯されております。
日常生活賠償保険の付帯を希望されない場合は、右の□に✓を記入してください。 → ☐

<京都市記入欄>

要介護状態区分	☐ 非該当 ☐ 要支援 ☐ 要介護 ☐ 申請中		
介護保険調査票の状況	☐ 認知症による「徘徊」症状を認める ☐ 「徘徊」症状を認めない		
その他関係書類の状況	☐ 認知症による「徘徊」症状を認める ☐ 「徘徊」症状を認めない		
生活保護等の状況	☐ 受給している ☐ 受給していない		
京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第6条の規定により次のとおり決定します。 ☐ サービスの利用を認める (利用料 ☐ 無料 ☐ 有料 ※月額1,500円) ☐ サービスの利用を認めない (理由:)			
申請書受理年月日	年 月 日	受理番号	第 号
起 案	年 月 日	課 長	課長補佐・係長 係 員
決 定	年 月 日		

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書

(宛先) 京 都 市 長		年 月 日	
申請者の住所 〒		フリガナ	
		申請者の氏名 (対象高齢者との関係)	
緊急連絡先	電 話		携 帯 電 話
	F A X		勤務先等電話

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。					
対象 高 齢 者 の 状 況	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名				
	住 所	☐ 申請者と同じ 〒			
端末機種		☐ GPS（問い合わせ検索型） ☐ GPS（自己検索型） ☐ 試験希望			
探 索 登 録 者	フリガナ		電 話		携 帯 電 話
	氏 名 (対象高齢者との関係)		F A X		勤務先等電話
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話
	氏 名 (対象高齢者との関係)		F A X		勤務先等電話
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話
	氏 名 (対象高齢者との関係)		F A X		勤務先等電話

端末機等納品年月日	端末機番号	端末機等受領印
年 月 日		

日常生活賠償保険の付帯を希望されない場合は、右の□に✓を記入してください。 → □

□ サービスの利用を認める （利用料 □ 無料 □ 有料 ）

第1号様式（第5条関係）

（申請者控え）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書

(宛先) 京 都 市 長		年 月 日	
申請者の住所 〒		フリガナ	
		申請者の氏名	(対象高齢者との関係)
緊急連絡先	電 話	携 帯 電 話	
	F A X	勤務先等電話	
生活保護等の状況		☐ 受給している ☐ 受給していない	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

対象 高齢者 の 状 況	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		介護保険被保険者証番号	
	住 所	☐ 申請者と同じ 〒		
	行方不明の状況	①行方不明になったことが実際に ☐ ある ☐ ときどきある ☐ ない ②外出すると戻れない恐れが ☐ ある ☐ ときどきある ☐ ない ③一人で出たがるのが ☐ ある ☐ ときどきある ☐ ない		
端末機種		☐ G P S （問い合わせ検索型） ☐ G P S （自己検索型） ☐ 試験希望		
探索 登録者	フリガナ		電 話	携 帯 電 話
	氏 名	(対象高齢者との関係)	F A X	勤務先等電話
	フリガナ		電 話	携 帯 電 話
	氏 名	(対象高齢者との関係)	F A X	勤務先等電話
	フリガナ		電 話	携 帯 電 話
	氏 名	(対象高齢者との関係)	F A X	勤務先等電話

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 この申請書には、本市が発行した対象高齢者の介護保険被保険者証の写しを添付してください。

【申請者同意欄】

- ☐ 京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり、対象高齢者に係る介護保険調査票等の状況、また、申請者(利用者)に係る生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給状況を調査されること及び別添の同意書(第2号様式(第5条関係))に記載の事項に同意します。

【対象高齢者同意欄】

- ☐ 私は、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な介護、福祉サービスの提供を受けるため、対象高齢者に係る京都市が実施する高齢者保健福祉サービスの受給情報及び家族等が申請人となる高齢者保健福祉サービスの利用に関する情報について、京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」(京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関)へ提供することに同意します。

※本サービスには、日常生活賠償保険が付帯されております。

日常生活賠償保険の付帯を希望されない場合は、右の□に✓を記入してください。 → ☐

【利用料金等について】

- (1)「利用者(申請者)」が生活保護を受けていない場合 : 1,500円/月
 (2)「利用者(申請者)」が生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている場合 : 無 料
 (3)専用端末機を紛失あるいは破損された場合 : 実費相当額(上限7,856円)

第2号様式（第5条関係）

同意書

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり、下記の事項に同意します。

記

- 1 サービスの利用期間は、本市が端末機等を納品した日から利用の取消しを行った日までとすること。
- 2 サービスの実施地域は、本市の委託事業者が利用する位置情報システムの電波網の範囲とすること。ただし、専用端末機が電波網の範囲外にあるとき、専用端末機の電池が切れているとき専用端末機が故障している、あるいは電源が切られているときは位置探索が行えないこと。
また、サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱であったり、端末機の電波を遮断するような建造物内の場合等は、位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあること。
- 3 天災等の不可抗力や位置特定システムの機能点検により委託事業者の業務や通信網が中断し、位置探索が行えない場合があること。
- 4 サービスの提供に当たり、利用者、対象高齢者及び探索登録者の連絡先等の情報を、本市が委託する事業者へ情報提供のうえ登録すること。また、委託事業者が日常生活賠償保険契約を締結する保険会社に対し、利用者及び対象高齢者の情報を提供すること（日常生活賠償保険の付帯を希望しない場合を除く）。
- 5 利用者は、サービスの利用に当たり、毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。
（生活保護等受給者を除く）
- 6 利用料金は、本市が利用料金の減免のため全部または一部の費用を負担することにより設定されたものであること。
- 7 サービスの利用に当たり、次の項目に該当するときは、速やかに届出を行うものとする。こと。
（1）利用者、対象高齢者又は探索登録者の氏名、住所、電話番号等に変更が生じたとき。
（2）端末機の種類を変更するとき。
（3）利用者の生活保護等の有無に変更が生じたとき。
（4）サービスの利用を終了しようとするとき。
（5）対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
（6）対象高齢者が京都市外に転出したとき。
（7）対象高齢者が死亡したとき。
- 8 上記7の（4）から（7）のいずれかに係る届出があった場合、あるいは次の項目のいずれかに該当した場合、サービスの利用の取消が行われること。
（1）利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
（2）利用者が偽りその他の不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
（3）利用者が正当な理由なく第9条第1項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
（4）その他サービスの提供を行うことが不適当であると市長が認めた場合。
- 9 サービスの利用を終了する又は取り消されたときは、速やかに端末機等を返還すること。
- 10 端末機等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、端末機等を利用目的以外に使用し、転貸し、改良し、又は担保に供しないこと。
- 11 端末機等の全部又は一部破損し、又は紛失したときは、速やかに所轄課に報告し、本市の指示に従うこと。この場合実費相当額（申請書控え参照）を負担する場合があること。
- 12 偽りその他の不正の手段で、もしくは対象高齢者が上記7の（3）（5）（6）（7）に該当する状況となったにもかかわらず、届出がないままサービスの提供を受け、そのサービス提供期間に対する本市が利用料金の減免のため全部または一部負担する費用が生じた場合には、それに相当する額の全部または一部の負担を求める場合があること。

同意書

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり、下記の事項に同意します。

記

- 1 サービスの利用期間は、本市が端末機等を納品した日から利用の取消しを行った日までとすること。
- 2 サービスの実施地域は、本市の委託事業者が利用する位置情報システムの電波網の範囲とすること。ただし、専用端末機が電波網の範囲外にあるとき、専用端末機の電池が切れているとき専用端末機が故障している、あるいは電源が切られているときは位置探索が行えないこと。
また、サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱であったり、端末機の電波を遮断するような建造物内の場合等は、位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあること。
- 3 天災等の不可抗力や位置特定システムの機能点検により委託事業者の業務や通信網が中断し、位置探索が行えない場合があること。
- 4 サービスの提供に当たり、利用者、対象高齢者及び探索登録者の連絡先等の情報を、本市が委託する事業者へ情報提供のうえ登録すること。また、委託事業者が日常生活賠償保険契約を締結する保険会社に対し、利用者及び対象高齢者の情報を提供すること（日常生活賠償保険の付帯を希望しない場合を除く）。
- 5 利用者は、サービスの利用に当たり、毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。
（生活保護等受給者を除く）
- 6 利用料金は、本市が利用料金の減免のため全部または一部の費用を負担することにより設定されたものであること。
- 7 サービスの利用に当たり、次の項目に該当するときは、速やかに届出を行うものとする。こと。
（1）利用者、対象高齢者又は探索登録者の氏名、住所、電話番号等に変更が生じたとき。
（2）端末機の種類を変更するとき。
（3）利用者の生活保護等の有無に変更が生じたとき。
（4）サービスの利用を終了しようとするとき。
（5）対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
（6）対象高齢者が京都市外に転出したとき。
（7）対象高齢者が死亡したとき。
- 8 上記7の（4）から（7）のいずれかに係る届出があった場合、あるいは次の項目のいずれかに該当した場合、サービスの利用の取消が行われること。
（1）利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
（2）利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
（3）利用者が正当な理由なく第9条第1項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
（4）その他サービスの提供を行うことが不適当であると市長が認めた場合。
- 9 サービスの利用を終了する又は取り消されたときは、速やかに端末機等を返還すること。
- 10 端末機等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、端末機等を利用目的以外に使用し、転貸し、改良し、又は担保に供しないこと。
- 11 端末機等の全部又は一部破損し、又は紛失したときは、速やかに所轄課に報告し、本市の指示に従うこと。この場合実費相当額（申請書控え参照）を負担する場合があること。
- 12 偽りその他不正の手段で、もしくは対象高齢者が上記7の（3）（5）（6）（7）に該当する状況となったにもかかわらず、届出がないままサービスの提供を受け、そのサービス提供期間に対する本市が利用料金の減免のため全部または一部負担する費用が生じた場合には、それに相当する額の全部または一部の負担を求める場合があること。

同意書

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり、下記の事項に同意します。

記

- 1 サービスの利用期間は、本市が端末機等を納品した日から利用の取消しを行った日までとすること。
- 2 サービスの実施地域は、本市の委託事業者が利用する位置情報システムの電波網の範囲とすること。ただし、専用端末機が電波網の範囲外にあるとき、専用端末機の電池が切れているとき専用端末機が故障している、あるいは電源が切られているときは位置探索が行えないこと。
また、サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱であったり、端末機の電波を遮断するような建造物内の場合等は、位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあること。
- 3 天災等の不可抗力や位置特定システムの機能点検により委託事業者の業務や通信網が中断し、位置探索が行えない場合があること。
- 4 サービスの提供に当たり、利用者、対象高齢者及び探索登録者の連絡先等の情報を、本市が委託する事業者へ情報提供のうえ登録すること。また、委託事業者が日常生活賠償保険契約を締結する保険会社に対し、利用者及び対象高齢者の情報を提供すること（日常生活賠償保険の付帯を希望しない場合を除く）。
- 5 利用者は、サービスの利用に当たり、毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。
（生活保護等受給者を除く）
- 6 利用料金は、本市が利用料金の減免のため全部または一部の費用を負担することにより設定されたものであること。
- 7 サービスの利用に当たり、次の項目に該当するときは、速やかに届出を行うものとする。こと。
（1）利用者、対象高齢者又は探索登録者の氏名、住所、電話番号等に変更が生じたとき。
（2）端末機の種類を変更するとき。
（3）利用者の生活保護等の有無に変更が生じたとき。
（4）サービスの利用を終了しようとするとき。
（5）対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
（6）対象高齢者が京都市外に転出したとき。
（7）対象高齢者が死亡したとき。
- 8 上記7の（4）から（7）のいずれかに係る届出があった場合、あるいは次の項目のいずれかに該当した場合、サービスの利用の取消が行われること。
（1）利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
（2）利用者が偽りその他の不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
（3）利用者が正当な理由なく第9条第1項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
（4）その他サービスの提供を行うことが不適当であると市長が認めた場合。
- 9 サービスの利用を終了する又は取り消されたときは、速やかに端末機等を返還すること。
- 10 端末機等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、端末機等を利用目的以外に使用し、転貸し、改良し、又は担保に供しないこと。
- 11 端末機等の全部又は一部破損し、又は紛失したときは、速やかに所轄課に報告し、本市の指示に従うこと。この場合実費相当額（申請書控え参照）を負担する場合があること。
- 12 偽りその他の不正の手段で、もしくは対象高齢者が上記7の（3）（5）（6）（7）に該当する状況となったにもかかわらず、届出がないままサービスの提供を受け、そのサービス提供期間に対する本市が利用料金の減免のため全部または一部負担する費用が生じた場合には、それに相当する額の全部または一部の負担を求める場合があること。

第3号様式（第6条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用決定等通知書

様	第	号
	年	月 日
	京 都 市 長	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第6条の規定により次のとおり決定したので通知します。
☐ 高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めます。 ☐ GPS（問い合わせ検索型） ☐ GPS（自己検索型） ☐ 高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めません。 (理由：)

注 1 端末機等の納品は、本通知書発送日から14日程度掛かりますので御了承ください。
2 利用者負担額は、端末機納品月分から必要となります。

(教示)
この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第3号様式（第6条関係）

（健康長寿推進課控え）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用決定等通知書

様	第	号
	年	月 日
	京	都 市 長

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第6条の規定により次のとおり決定したので通知します。

☐ 高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めます。

〔 ☐ GPS（問い合わせ検索型） ☐ GPS（自己検索型） 〕

☐ 高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めません。

（理由：

注 1 端末機等の納品は、本通知書発送日から14日程度掛かりますので御了承ください。

2 利用者負担額は、端末機納品月分から必要となります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第10条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日	
利用者の住所 〒 ー	フリガナ	
	利用者の氏名	(対象高齢者との関係)
	端末機番号	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第10条の規定により届け出ます。	
届出理由	☐ 氏名、住所、電話番号等の変更（下記記入） ☐ 端末機種の変更 ☐ GPS（問い合わせ検索型）→GPS（自己検索型） ☐ GPS（自己検索型）→GPS（問い合わせ検索型） ☐ PHS→GPS（問い合わせ検索型 又は 自己検索型） ☐ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付開始 ☐ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付廃止 ☐ サービス利用の終了〔自己都合〕（理由： ） ☐ 対象高齢者が入院又は入所となり、居宅における日常生活が困難となったため ☐ 対象高齢者が京都市外へ転出したため ☐ 対象高齢者が死亡したため
異動年月日	年 月 日

<変更後の内容>

利 用 者	住 所	☐ 同 上 〒 ー				
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
氏 名			F A X		勤務先等電話	
	フリガナ		住 所			
対 象 高 齢 者	氏 名		〒 ー			
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
探 索 登 録 者	氏 名 (対象高齢者との関係)		F A X		勤務先等電話	
		フリガナ		電 話		携 帯 電 話
	氏 名 (対象高齢者との関係)		F A X		勤務先等電話	
		フリガナ		電 話		携 帯 電 話
	氏 名 (対象高齢者との関係)		F A X		勤務先等電話	
		フリガナ		電 話		携 帯 電 話

注 変更箇所のみ記入してください。

<京都市記入欄>

上記変更内容について健康長寿企画課に送付します。					
変更届受理年月日	年 月 日	受理番号	第 ー 号		
起 案	年 月 日	課 長	課長補佐・係長	係 員	
決 定	年 月 日				
※利用終了の場合、専用端末機について、 ☐ 区・支所へ返却 又は ☐ 紛失した					

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日	
利用者の住所 〒 ー	フリガナ	
	利用者の氏名	(対象高齢者との関係)
	端末機番号	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第10条の規定により届け出ます。	
届出理由	☐ 氏名、住所、電話番号等の変更（下記記入） ☐ 端末機種の変更 { ☐ GPS（問い合わせ検索型）→GPS（自己検索型） ☐ GPS（自己検索型）→GPS（問い合わせ検索型） ☐ PHS→GPS（問い合わせ検索型 又は 自己検索型） ☐ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付開始 ☐ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付廃止 ☐ サービス利用の終了〔自己都合〕（理由： ） ☐ 対象高齢者が入院又は入所となり、居宅における日常生活が困難となったため ☐ 対象高齢者が京都市外へ転出したため ☐ 対象高齢者が死亡したため
異動年月日	年 月 日

<変更後の内容>

利用者	住所	☐ 同 上 〒 ー				
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
	氏 名		F A X		勤務先等電話	
対象高齢者	フリガナ	住 所				
	氏 名	〒 ー				
探索登録者	フリガナ	電 話		携 帯 電 話		
	氏 名	F A X		勤務先等電話		
	フリガナ	電 話		携 帯 電 話		
	氏 名	F A X		勤務先等電話		
	フリガナ	電 話		携 帯 電 話		
	氏 名	F A X		勤務先等電話		

注 変更箇所のみ記入してください。

※利用終了の場合、専用端末機について、
☐ 区・支所へ返却 又は ☐ 紛失した

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日	
利用者の住所 〒 ー	フリガナ	
	利用者の氏名	(対象高齢者との関係)
	端末機番号	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。	
届出理由	☐ 氏名、住所、電話番号等の変更（下記記入） ☐ 端末機種の変更 { ☐ G P S（問い合わせ検索型）→G P S（自己検索型） ☐ G P S（自己検索型）→G P S（問い合わせ検索型） ☐ P H S→G P S（問い合わせ検索型 又は 自己検索型） ☐ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付開始 ☐ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付廃止 ☐ サービス利用の終了〔自己都合〕（理由： ） ☐ 対象高齢者が入院又は入所となり、居宅における日常生活が困難となったため ☐ 対象高齢者が京都市外へ転出したため ☐ 対象高齢者が死亡したため
異動年月日	年 月 日

<変更後の内容>

利 用 者	住 所	☐ 同 上 〒 ー				
	フリガナ		電 話		携 帯 電 話	
	氏 名		F A X		勤務先等電話	
対 象 高 齢 者	フリガナ	住 所				
	氏 名	〒 ー				
探 索 登 録 者	フリガナ	電 話		携 帯 電 話		
	氏 名 (対象高齢者との関係)	F A X		勤務先等電話		
	フリガナ	電 話		携 帯 電 話		
	氏 名 (対象高齢者との関係)	F A X		勤務先等電話		
フリガナ	電 話		携 帯 電 話			
氏 名 (対象高齢者との関係)	F A X		勤務先等電話			

注 変更箇所のみ記入してください。

第5号様式（第11条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書

様	第	号
	年	月 日
京 都 市 長		

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第11条第1項の規定により以下のとおりサービスの利用を取り消しましたので通知します。		
取消年月日	年 月 日	
端末機番号		
<取消理由> ☐ サービス利用終了〔自己都合〕のため ☐ 対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院し、又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難となったため ☐ 対象高齢者が京都市外に転出されたため ☐ 対象高齢者が死亡されたため ☐ 利用者が本要綱の規定に違反したため ☐ 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたため ☐ 利用者が正当な理由なく利用料金を支払わなかったため ☐ その他サービスの提供することが不適當であると認められるため (理由：)		

- 注 1 偽りその他不正の手段で、もしくはサービス利用対象外に該当する状況となったにもかかわらず、届出がないままサービスの提供を受けた場合は、本市が利用料金の減免のため、全部または一部負担した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 2 利用者負担額は、利用取消年月日の前月分まで必要となります。
- 3 利用を取り消された方は、速やかに端末機等を申請先の窓口へ返還してください。

<京都市記入欄>

上記理由により、京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を取消することを決定します。			第	—	号
起 案	年 月 日	課 長	課長補佐・係長	係 員	
決 定	年 月 日				

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書

様	第	号
	年	月 日
京 都 市 長		

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第11条第1項の規定により以下のとおりサービスの利用を取り消しましたので通知します。

取消年月日	年	月	日
端末機番号			

<取消理由>

☐ サービス利用終了〔自己都合〕のため

☐ 対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院し、又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難となったため

☐ 対象高齢者が京都市外に転出されたため

☐ 対象高齢者が死亡されたため

☐ 利用者が本要綱の規定に違反したため

☐ 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたため

☐ 利用者が正当な理由なく利用料金を支払わなかったため

☐ その他サービスの提供することが不適當であると認められるため
(理由：

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書

様	第 年 月 日	号
	京 都 市 長	印

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第11条第1項の規定により以下のとおりサービスの利用を取り消しましたので通知します。

取消年月日	年 月 日
端末機番号	

＜取消理由＞

- ☐ サービス利用終了〔自己都合〕のため
- ☐ 対象高齢者が医療機関、介護保険施設等に入院し、又は入所し、居宅において日常生活を営むことが困難となったため
- ☐ 対象高齢者が京都市外に転出されたため
- ☐ 対象高齢者が死亡されたため
- ☐ 利用者が本要綱の規定に違反したため
- ☐ 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたため
- ☐ 利用者が正当な理由なく利用料金を支払わなかったため
- ☐ その他サービスの提供することが不適當であると認められるため
（理由：

注 1 偽りその他不正の手段で、もしくはサービス利用対象外に該当する状況となったにもかかわらず、届出がないままサービスの提供を受けた場合は、本市が利用料金の減免のため、全部または一部負担した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

2 利用者負担額は、利用取消年月日の前月分まで必要となります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日

（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。